

令和8年度「健康の森」環境管理等業務委託に関する参加意思確認書等の提出を求める公告

令和8年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり令和8年度「健康の森」環境管理等業務の委託にあたり参加者の有無を確認するため参加意思確認書等の提出を募集する。

1 趣旨

本業務については、新見地域における植生、土地、地勢、気象等の特性や樹種に応じた管理方法に精通している新見市森林組合を契約の相手方とする委託契約手続を行う予定としているが、新見市森林組合以外の者で、下記5の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を募集するものである。

募集の結果、下記5の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、新見市森林組合及び当該応募者に業務提案書の提出を求め、下記8(1)の審査基準により審査の上、委託契約予定者を選定するものである。

2 業務名 令和8年度「健康の森」環境管理等業務

3 業務目的

「健康の森」の広場、園路、自然散策路、樹木、施設等について、適切な管理を行うことにより生態系や景観等を良好に保全、育成していくこと、また、「健康の森」の管理棟、その他の施設等について、適切な管理を行うことにより「健康の森」の円滑な運営をしていくことを目的とする。

4 業務内容

- (1) 「健康の森」に係る区域（健康の森学園の区域及び道路区域を除く。）における植栽管理、除草、清掃等の環境管理等及び「健康の森」管理棟関係業務
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (2) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託限度額
13,089,731円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 応募要件

- (1) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」において、応募の時点で次の業務種目に登録されていること。
業務種目 大分類：9 その他 小分類：8 公園・河川の管理 かつ 9 森林管理
格付区分 Aランク
- (2) 新見市内に本店、支店又は営業所を有し、緊急時に迅速な対応ができる者であること。
- (3) 新見地域の植生、土地、地勢、気象等の特性や樹種に応じた管理方法などの専門的知識を有する者であること。
- (4) 業務を円滑に実施できる技術を有し、必要な作業員を確保していること。
- (5) 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定により入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

6 参加手続等

- (1) 担当部課 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県保健医療部健康推進課健康づくり班
電話 086-226-7328 FAX 086-225-7283
- (2) 業務委託仕様書及び参加意思確認書等の入手方法
令和8年3月3日（火）から令和8年3月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に上記(1)の担当部課において配布する。
また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/36>

- (3) 参加意思確認書（様式第1号）の提出期間等
- ア 提出期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 - イ 提出場所 上記（1）に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送による
（書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。提出期間内に必着のこと。）
※FAX及び電子メールでの提出は認めない。
- (4) 仕様書等に対する質問の受付
- ア 受付期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 - イ 提出方法 仕様書等に対する質問書（様式任意）により、上記（1）までにFAXにより送信すること。なお、送信後、必ず電話で連絡すること。
- (5) 提出書類の審査
- 上記（3）で提出された書類について、上記5の応募要件を満たしていることについて審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は業務提案書を提出することができない。
- 7 業務提案書（様式第2号）の提出期間等
- ア 提出期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 - イ 提出場所 上記6（1）に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送による
（書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。提出期間内に必着のこと。）
※FAX及び電子メールでの提出は認めない。

8 業務提案書の審査等

(1) 審査基準

別途設置する審査委員会において、次の評価を行い、評価点の合計で最高点の者を委託契約予定者として選定する。なお、業務提案書の内容について、ヒアリングを実施する場合がある。

評価項目	評価点
業務に関する知識 ・新見地域における植生、土地、地勢、気象等の特性や樹種に応じた管理方法等の専門的知識を有していること	25
業務の実施方法 ・業務の実施計画の内容が優れていること ・業務の実施のための技術が優れていること	25
業務の実施体制 ・業務に携わる作業員の確保の状況や緊急時の対応体制などが優れていること	25
業務の経済性 ・業務実施に要する経費の経済性が優れていること	25

(2) 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

9 その他

- (1) 業務委託契約書の作成を要する。なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (2) 契約保証金は岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) 参加意思確認書及び業務提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は上記6（1）に同じ。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 参加意思確認書又は業務提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (7) 本業務は令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。